高齢受給者証を交付

国民健康保険(国保)に加入して いる70歳以上75歳未満の人に高齢受 給者証を交付しました。8月1日以 降、医療機関で受診する際は、保険 証と一緒に窓口に提示してください。

※有効期限は令和6年7月末までで す。ただし、有効期限までに75歳に なる人は誕生日の前日までが期限と なり、誕生日以降は、後期高齢者医 療制度の被保険者となります。

■高齢受給者の自己負担割合

① 2 割負担 = 住民税課税所得が 145万円未満の人

②3割負担(現役並み所得者)=同 一世帯に住民税課税所得が145万円 以上の、70歳以上75歳未満の国保の 被保険者がいる人

※70歳以上75歳未満の国保被保険者 の収入の合計が、複数で520万円未 満、単身で383万円未満の場合は、 申請により2割負担となります。ま た、同一世帯の70歳以上75歳未満の 国保被保険者の基礎控除後の所得の 合計額が210万円以下の場合も2割 となります。

限度額適用認定証を交付

入院や外来で医療費が高額になる 人は、国保医療課で限度額適用認定 証の交付を受けてください。

※70歳以上75歳未満の人で、「現役 並みⅢ」および「一般」区分の人は、 高齢受給者証が限度額適用認定証を

兼ねるため、申請不要です。

この認定証を医療機関の窓口に提 示すると、ひと月当たりの支払い が、その世帯の負担区分の限度額(表

1、表2) までになります。

1 70歳未満の自己負担限度額(月額)

			医療費の自己負担限度額		
区分			3回目まで	4回目以降 (※2)	
住民税課税世帯	位所得	基礎控除後の所得 901万円超	252,600円 + (医療費の総額 – 842,000円) × 1 %	140, 100円	
		基礎控除後の所得 600万円超〜 901万円以下	167, 400円 + (医療費の総額 – 558, 000円) × 1 %	93,000円	
	一般	基礎控除後の所得 210万円超〜 600万円以下	80, 100円 + (医療費の総額 – 267, 000円) × 1 %	44, 400円	
		基礎控除後の所得 210万円以下	5/60019		
住	民移	紀非課税世帯(※1)	带(※1) 35,400円		

- ※1…同一世帯の世帯主とすべての国保被保険者が住民税非課税の世帯 に属する人。
- ※2…過去12カ月間に1世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合。

2 70歳以上75歳未満の自己負担限度額(月額)

	区分		自己負担限度額		
			外 来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)	4回目以降 (※5)
	現役並	現役並みIII (課税所得 690万円以上)	252,600円 + (医療費の総額 – 842,000円) × 1 %		140,100円
住民税	み所得者(現役並み II (課税所得 380万円以上)	167,400円 + (医療費の総額 – 558,000円) × 1 %		93,000円
課税世帯		現役並み I (課税所得 145万円以上)	80,100円 + (医療費の総額 – 267,000円) × 1 %		44, 400円
	一般(※2)		18,000円 (年間上限144,000円)	57,600円	
住民税非	低所得II(※3)		8,000円	24,600円	
課税世帯	低所得 I (※4)			15,000円	

- ※1…同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の70歳以上75歳未満の国 保被保険者がいる人。ただし、70歳以上75歳未満の国保被保険者の 収入の合計が、複数で520万円未満、単身で383万円未満の場合は申 請により「一般」となります。なお、同一世帯の70歳以上75歳未満 の国保被保険者の基礎控除後の総所得の合計額が210万円以下の場 合は「一般」となります。
- ※2…現役並み所得者と低所得II・I以外の人。
- ※3…同一世帯の世帯主とすべての国保被保険者が住民税非課税である 世帯に属する人(低所得I以外の人)。
- ※4…同一世帯の世帯主とすべての国保被保険者が住民税非課税で、その 世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円とし て計算、給与所得者は給与所得からさらに10万円を控除)を差し引 いたときに0円となる人。
- ※5…過去12カ月に3回以上の高額療養費に該当した世帯の4回目以降 の自己負担限度額。

問国保医療課国保年金係(☎983-2962)

市税等の納付は 便利な口座振替の ご利用を

融機関には同体取扱金融機関には、引き落として 口座振替の申し込みに納付をお願いします。 『付をお頁、 小)です。納期限まで 小)です。納期限まで 小)の納期限は8月31日 民市 引き落としを希望さ **似頼書を市税等** 明月15日までに (市外の

※ へ 替 ※ 提場 納申はゆ 問 国保医療課国保年金係(☎983・29国民健康保険料に関すること=税務課市民税係(☎983・2481)市税に関すること= うちょ銀 直接、 し込みください。 出くださ 台あり) や市役所に 限までに納付がな ゆうちょ銀行 行の口座振 ()

2962

送付し、 を除く府内25市町村で組 移管します。 方税機構」に徴収事務を 織する広域連合「京都地 い場合は督促状 100円を加算)を 京都府と京都市 . (督促手



となります。

府

民税

(2期分)

令和5年度低所得世帯物価高騰対策支援給付金

日(金)(当日治認してから、確認してから、確認しています。 非課税および差押え禁止等の 帯には、7月28日 返送してください。 **刃月で原則世帯主の口** 不備等がなければ、 給付対象となる可能 申請手続 不備等がなけれ **冷和** 5. 詩に 税世 (金) (当日消印 金)(当日消印有効)までにの返信用封筒に入れて11月17てから、確認書と添付書類をています。必ず記載内容を確に必要な書類(確認書)を送 の返信用封筒に入れて11月てから、確認書と添付書類 |帯が受給する本給付金は、15年度分の住民税均等割ま 金 П 1座に振込る受付後約1 からに が順次、 対 次、

が必要です。住民税非課税となった ります。 1世帯にの 修正 申告等により、 つ き3 万 た世帯 世帯 全員 は申 請が

支給要件を満たす場合は対象とな ※本給付金は、 割が非課税である世帯の世帯主 全員の令和5年 住民基本台帳に登令和5年6月1 ∟ 登録されて 令和 5. たす場合は対 生活保護受給者や令和5年6 録されている外国人も要件を時点で、本市の住民基本台帳活保護受給者や令和5年6月 のみからなる非課税世 住民税課税者の -度分 象となります。 登 1日 住 り、 民 (税均 、本市 も扶

間低所得世帯物価高騰対策支援給付金担当(☎981-5505)

能

色のみ)に統合。

ら色と白色)から1枚(白

支援医療費受給者証の変更のお知らせ

▼3歳~小学校6年生

→受給者証が2枚

(さく

証がない人はお問い合わせ 受給者証が届 医療制度を受けている人で る 院医療費(保険対象分に限 ※高校生に受給者証 くださ 象年齢であるのに、受給者 ※生活保護など、 持って、家庭支援課までお はありません。高校生の入 はありません。 ※中学生の受給者証 越しください。 の申請は、領収書等を いた人や、 他 の公的 の変更 の交付 対

予

となる年の3月末までに延 →有効期限が小学校卒業 0~2歳

お使いくださ のとおり変更となります。 正に伴 の子育て支援医療制度の改令和5年9月から京都府 れる際は新しい受給者証を 送します。9月から受診さ しい受給者証を8月中に郵 学生以下のお子さんには新 育て支援医療受給者証が次 変更点 現在、 V, 受給者証を持つ小 現在お持ちの子

間家庭支援課 (☎983-1112)